



JASDAQ

平成 23 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 林 郁
(J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9)
(U R L <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス ト ラ テ ギ ー 本 部 長
曾 田 誠
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 23 年 6 月 30 日の当社取締役会決議により、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社は、平成 7 年の設立以来、インターネット時代の「コンテキストカンパニー」を企業理念として、数々の日本初となるインターネットビジネスを創造して参りました。当社のビジネスモデルは、広告／プロモーション機能と決済機能を融合したビジネスセグメントをプラットフォームとして、投資を伴うビジネスインキュベーションを行うことが最大の特徴であります。平成 22 年 5 月に策定しました新中期経営計画では、「Social Media Incubator」というコーポレートスローガンを掲げ、グローバルに拡散するソーシャルメディア関連事業の育成を成長戦略の中心に置いております。

このような観点から、「グローバル化」、「メディア開発力の強化」、「ソリューション力の強化」を強力に推進し、ソーシャルメディア時代のコンテキストを創っていく計画です。「グローバル化」については、米国西海岸（サンフランシスコ周辺）への情報収集及び開発拠点の設置と MIT メディアラボへの協賛と最先端の研究開発に参画することで、急成長を続けるソーシャルメディア関連企業への投資と事業開発を加速していく計画です。また、「メディア開発力の強化」は、ソーシャルメディア開発のスタンダードとなりつつあるアジャイル開発（※）手法を導入し、インポート型のメディアと国内発の自社メディア開発力を強化して参ります。「ソリューション力の強化」につきましては、スマートフォンを代表とするインターネット接続端末の多様化に対応するために、ユニバーサルサービスとしての決済システムのオペレーション力を強化して参ります。

今回の資金調達は、株式会社カカコムや米国 Twitter 社に続く新しい有望なサービスを提供する企業を発掘するための投資や、ソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発投資といった、当社の中期計画実現に不可欠な戦略を実行するための資金需要に対応するものであり、当社の長期的な成長ポテンシャルを高め、企業価値向上に資するものと考えております。

（※）アジャイル開発とは、アプリケーション等を短いサイクルで分析、設計、実装、テスト、リリースを行い、これを繰り返しながらサービスを構築/ブラッシュアップしていく開発手法です。ビジネスサイドの判断とエンジニアリングサイドの実装が一体となったサービス構築を行うことが可能となるメリットがあります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 28,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成23年7月11日(月)から平成23年7月14日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成23年7月19日(火)から平成23年7月22日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 1株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 林 郁に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 13,000株
- | (2) 売出人及び
売出株式数 | 氏名 | 売出株式数 |
|--------------------|-------------|--------|
| | 林 郁 | 8,500株 |
| | 六 彌 太 恭 行 | 2,620株 |
| | 有限会社ケイ・ガレッジ | 1,500株 |
| | 伊 藤 穰 一 | 380株 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額（一般募集における払込金額と同一とする。）を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成23年7月20日(水)から平成23年7月25日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 林 郁に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 6,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から6,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 林 郁に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 4,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 金 額 と 同 一 と す る 。
払 込 金 額 の 決 定 方 法

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成23年8月8日(月)
- (6) 払 込 期 日 平成23年8月9日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 林 郁に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」に記載の引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から6,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、6,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式の一部を取得させるために、当社は平成23年6月30日(木)の取締役会決議により、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式4,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成23年8月9日(火)を払込期日として行うことを決定しております。また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が借入れ株式の返却に必要な株式の一部を取得するために、野村証券株式会社は2,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の受渡期日から平成23年8月5日(金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

更に、野村証券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成23年8月2日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、野村証券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じることにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分についてグリーンシューオプションを行使することにより当社普通株式を取得する予定であります。したがって本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに割当てに応じる株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	186,224株	(平成23年6月30日現在)
公募増資による増加株式数	28,000株	
公募増資後の発行済株式総数	214,224株	
第三者割当増資による増加株式数	4,000株	(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	218,224株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限9,613,040,000円については、①5,300,000,000円を国内外のインターネット関連企業への投資及びエンジェル投資家((注)1.)が運営するエンジェルファンド((注)1.)への出資に対する投資資金に、②938,000,000円をソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発資金及び設備投資資金に、③1,500,000,000円を決済事業の運転資金に、残額を平成26年6月期までを期日として借入金の返済に充当する予定であります。

①国内外のインターネット関連企業への投資及びエンジェルファンドへの出資

上記の投資及び出資については、株式会社カカクコムや米国Twitter社に続く新しい有望なサービスを提供する企業を発掘することを目的としております。投資資金は、当社から当社100%子会社であるDGインキュベーションに対して、その比率は未定ですが投資または融資を行い、株式会社DGインキュベーションが国内外のインターネット関連企業への投資及びエンジェルファンドへの出資を実施することとしております。

エンジェルファンドへの出資により、投資リターンが期待されることに留まらず、米国のエンジェル投資家やベンチャーキャピタリストのネットワークの内側にある最先端のインターネットビジネスの情報を、他社に先駆けいち早く掴むことが可能になると考えております。それぞれのファンドに対してはファンド出資総額の5%から15%程度を目安に出資を行う方針です。現時点においてはSV AngelⅢファンド((注)2.)他1ファンドへの出資が決定しており、既に一部の出資を借入金により実行しております。同ファンドへのキャピタルコール((注)3.)による追加出資や、その他のエンジェルファンドへの出資を合わせて、平成24年6月期から平成26年6月期の3期間中に1,800百万円を充当する予定です。

また、当社グループの持つ米国を中心とした投資家ネットワークを通じて得られる投資機会及び上記のファンド投資先の中から特に有望な個別の投資先につきましては、株式会

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

社DGインキュベーションから直接投資を行う予定です。これらの投資はキャピタルゲイン獲得を目的に行うものでありますが、決済やプロモーション、ソーシャルメディアを活用した広告販売など当社グループの手掛ける様々な事業とのシナジーも期待できるインターネット関連の未上場企業への投資を行う方針であり、平成24年6月期から平成26年6月期の3期間中に3,500百万円を充当する予定です。

②ソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発投資

当社グループはソーシャルメディア・インキュベーターを標榜し、新しいソーシャルメディアの開発・運営を推進しております。当社グループが運営サポートを行っている米国Twitter社のミニブログサービス「Twitter」は、既に日本国内においても多数のユーザーを獲得するに至っております。「Twitter」に続く新たなサービスの開発として、当社グループが運営している「Twitter」公式ナビゲーションサイト「twinavi」への開発・設備投資を行い、同サイトのメディア価値を高めるとともに、コンテンツ・アプリケーションビジネスを展開するためのプラットフォーム化を進め、広告モデルに加えて課金モデルによる収益獲得を計画しております。また、「Twitter」等の国内展開で蓄積したノウハウを活用して、海外で有望とみられるサービスを日本において事業展開することも計画しております。こうした新規メディア事業を当社の収益の柱になるよう成長させるためには、この事業領域への重点的かつ継続的な投資が必要と考え、平成24年6月期から平成26年6月期の3期間中に、インターネット技術者の人件費等の開発資金に788百万円及びシステム構築等の設備投資資金に150百万円を充当する予定です。

③決済事業((注)4.)の運転資金

当社グループは、Eコマース(電子商取引)事業者向けに決済ソリューションを提供しておりますが、「価格.com 安心支払い」サービス((注)5.)開始等による決済取扱金額の増大に対応するために、平成24年6月期から平成26年6月期の3期間中に、決済事業の運転資金に1,500百万円を充当する予定です。

残額については、SV AngelⅢファンド他1ファンドへの出資に伴い調達した200百万円を含む借入金の返済に充当する予定です。

なお、上記設備に係る投資計画は、平成23年6月30日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了
当社	本社(東京都渋谷区)	メディア・インキュベーション	新サービスのシステム構築	150,000	—	増資資金	平成23年7月	平成26年6月

- (注) 1. 「エンジェル投資家」は、事業を立ち上げてから間もないスタートアップ企業への投資を行う個人のことで、「エンジェルファンド」は同様の投資を行うファンドのことで、
2. 「SV AngelⅢファンド」は、米国シリコンバレーのエンジェル投資家 Ron Conway 氏が顧問を務めるエンジェルファンドで、米国内のインターネット領域のスタートアップ企業への投資を大規模に行っており、そのうちでも大半がシリコンバレーの新興企業への投資となっております。
3. 「キャピタルコール」は、ファンドと予め約束をしていた出資金額について、ファンドから受ける払込要求のことで、
4. 「決済事業」は、Eコマース(電子商取引)事業者向けに、Eコマースサイトで利用者が商品購入代金等を決済するためのプラットフォームの提供を行う事業です。
5. 「「価格.com 安心支払い」サービス」は、株式会社カカクコムと共同で開発し、平成22年11月に開始したサービスです。「価格.com」に情報を掲載しているEコマースサイトで利用者が安全かつ安心して商品を購入できるような決済サービスを提供しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載のとおり充当することにより、経営基盤の一層の強化が実現し、ひいては収益力の向上に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、株主に対する利益還元は重要な経営課題として位置づけております。株主配当につきましては、当社の財政状態、業績の動向、今後の資金需要等を勘案して決定することとしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社グループの事業環境や時代の変化を視野に入れ、財務的経営基盤の強化と、投資、事業提携等を含めた積極的な事業展開に備え、内部留保の充実を図るとともに、経営成績及び財政状態を勘案しつつ今後の利益配当を積極的に検討してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、事業拡大に伴う財務体質基盤の強化や今後の事業展開を見据えた事業提携及び投資等に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年6月期	平成21年6月期	平成22年6月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	△15,281.86円	30,873.32円	△11,959.70円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	0.00円 (0.00円)	10,000円 (5,000円)	0.00円 (0.00円)
実績連結配当性向	—	32.4%	—%
自己資本連結当期純利益率	△40.2%	65.0%	△21.3%
連結純資産配当率	—%	21.0%	—%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成20年6月期及び平成22年6月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載していません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益又は連結当期純損失を自己資本(純資産合計から新株予約権と少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用し、旧商法に基づきストックオプションに係る新株予約権を発行しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数(218,224株)に対する下記の新株発行予定残数の比率は1.0%となります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ストックオプション付与の状況（平成23年6月30日現在）

株主総会発行決議	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成16年9月28日	916株	184,879円	92,440円	平成18年10月1日から 平成26年9月30日まで
平成16年9月28日	100株	304,500円	152,250円	平成18年10月1日から 平成26年9月30日まで
平成17年9月22日	1,198株	297,095円	148,548円	平成19年10月1日から 平成27年9月22日まで

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年6月期	平成21年6月期	平成22年6月期	平成23年6月期
始 値	157,000円	124,000円	83,500円	122,200円
高 値	245,000円	129,000円	247,800円	447,000円
安 値	86,400円	45,100円	74,000円	107,600円
終 値	123,000円	83,700円	127,700円	337,500円
株価収益率	－倍	2.7倍	－倍	－

(注) 1. 平成23年6月期の株価については、平成23年6月29日現在で表示しています。

2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成20年6月期および平成22年6月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である林郁、六彌太恭行、有限会社ケイ・ガレージ及び伊藤穰一は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。